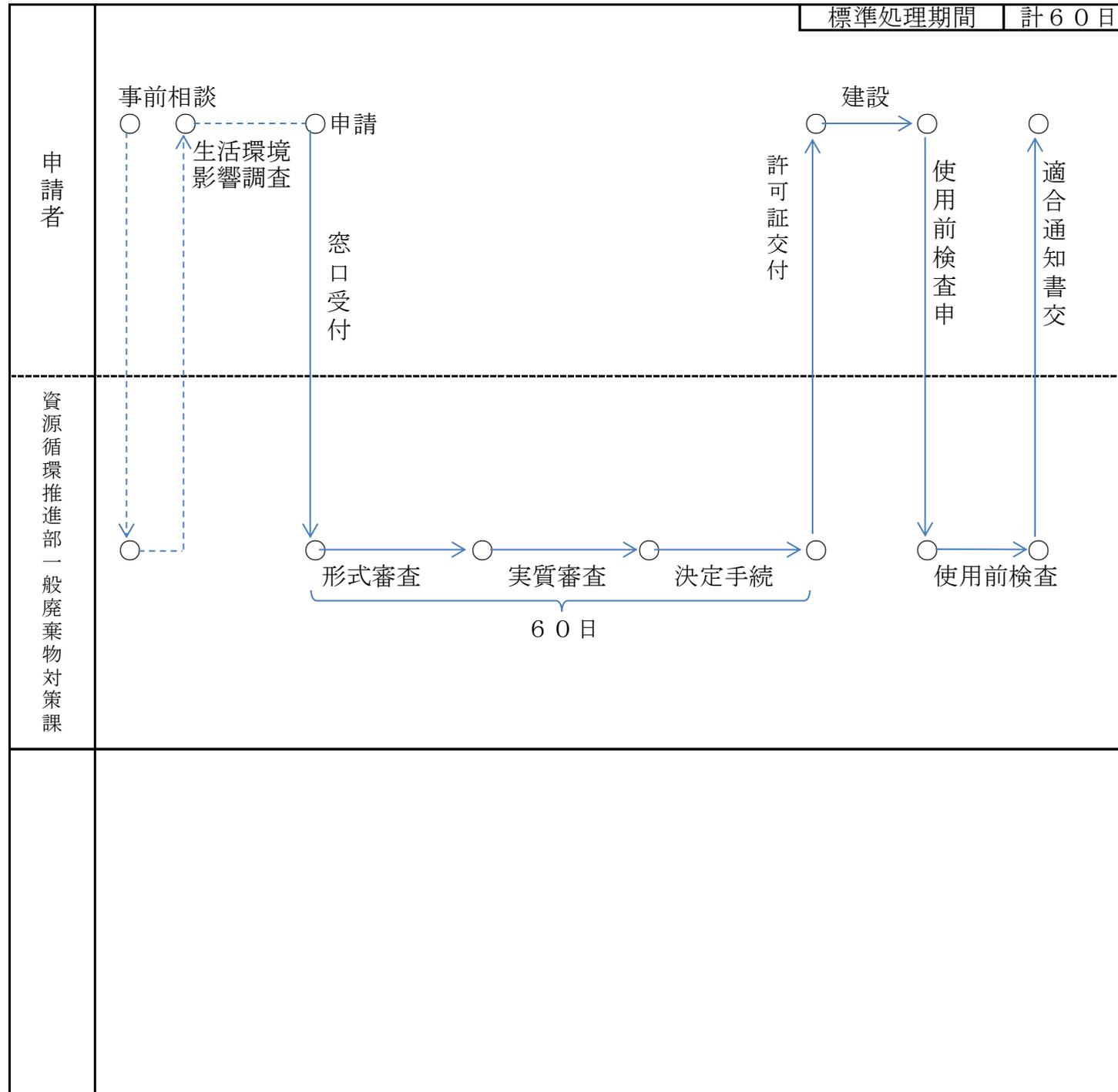


### 事務処理フロー図

作成部署 環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課施設審査担当 電話 42-842

事務名 一般廃棄物処理施設の設置許可（焼却施設・最終処分場を除く。）

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

番号	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について審査基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に適合するか審査します。
3	決定手続	許可の諾否について、資源循環推進部長が決定します。
4	許可証交付	申請者に許可証を交付します。
5	使用前検査申請	設置した施設が、基準に適合しているかどうかの検査を（申請者が）受けるための申請です。
6	適合通知書交付	使用前検査を行った結果、建設した施設が基準に適合している場合、申請者に通知書を交付します。
7		
8		
9		
10		